　いじめ重大事態発生時の学校における対応

重大事態（いじめ防止対策推進法28条）

〇 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など）

〇 いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（年間30日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する）

**＜ 学校いじめ対策組織 ＞**

②報告

報告

重大事態の発生・認知

**・疑いがあると認めるとき**

**・保護者からの申し立てが**

**あるとき**

**校　　　長**

**県教育委員会（生徒指導課）**

事実確認

**校 長 ・ 教 頭 ・ 学年主任 ・ 担 任**

**被害生徒 と 保護者（遺族）**

調査開始の了解

**⑤** 調査組織を実施

③指導・助言

連 絡

④指示

⑦報告

⑧報告

要 望

被害生徒と

保護者（遺族）の対応指示

**⑥** 基本調査の結果

報 告

**⑪** 結果を踏まえた必要な措置（追加調査）

⑩指示

⑨指導・助言

要 望

（ 調査結果報 ）

（ 依頼 ）

**新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）による詳細調査の実施**

**再発防止の取組**